

藤枝市立総合病院物品管理業務委託契約書（案）

藤枝市立総合病院（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、物品管理業務に関して業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、診療材料の購買管理、在庫管理及び消費管理を一元的、効率的に行うとともに、診療材料をより廉価にかつ安定的に調達することを目的に物品管理業務を乙に委託し、乙はこれを請け負い誠実に履行する。

2 前項に定める他、甲は、手術室運営支援プログラムによる手術準備器材リスト（以下「ピッキングリスト」という。）及びエクセルによる手術室内機器配置図（以下「部屋準備リスト」という。）の作成・更新・発行を一元的に実施し、手術室の運用を円滑に行えるよう支援する事を目的として乙に業務を委託する。

（契約の実施場所）

第2条 本契約の実施場所は次のとおりとする。

藤枝市駿河台四丁目1番11号 藤枝市立総合病院

（契約の内容）

第3条 本契約の対象となる業務内容は次のとおりとする。

- （1）診療材料の定数・準定数管理
- （2）診療材料の定数外管理
- （3）薬品・診療材料・消耗品等の搬送及び回収業務
- （4）物品管理関係資料の作成業務
- （5）診療材料の価格削減提案業務
- （6）手術室運営支援業務
- （7）その他、細目については別添「物品管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）

に定める。

- 2 本契約の目的を実現するため、甲は、甲が行う診療行為において必要とする全ての診療材料を乙から全量調達する。
- 3 なお、前項の規定にかかわらず、甲又は乙が一元的消費管理に適さないと判断された診療材料は、甲乙両者承認のもと全量調達より除くものとする。

(契約期間)

第4条 本契約の履行期間は令和8年12月1日から令和13年11月30日までとする。

(契約金額)

第5条 本契約に基づき甲が乙に支払う契約金額は60か月間合計額 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

- 2 契約金額の支払いは月額によるものとし、月額 円（うち消費税及び地方消費税額円）とする。
- 3 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。
- 4 乙は、仕様書に基づく各月の業務が終了し次第、所定の請求書をもって委託料の支払を請求するものとする。
- 5 甲は、乙から前項による支払の請求があったときは、委託業務完了報告書にて委託業務の遂行を確認した後、翌月末日までに委託料を支払うものとする。請求額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てした金額を支払う。
- 6 経済状況の著しい変化、法令改正に基づく契約業務内容の変更、その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、契約期間中であっても甲乙協議の上、契約金額を改定することができる。

(売買代金)

第6条 乙は、甲に対し、毎月末日を締切日として、甲乙間で売買が成立した医材の種類、数量及び金額等を記載した請求書を送付する。但し、請求額に1円未満の端数が生じたときは切捨てした金額を請求額とする。

- 2 甲は、乙から送付された請求書記載の売買代金を、売買成立月末日を締切日として、翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

(業務実施時間)

第7条 乙の業務実施時間は、原則として平日の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとし、年末年始及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律の定める休日が4日以上連続する場合は、甲と協議のうえ、業務執行に支障がない体制を構築する。

(作業人員等)

第8条 乙は本契約業務履行に際し、本業務実施に必要な人員を甲の施設内に配置し業務

を行う。

（現場代理人）

第9条 乙は、本契約業務遂行につき甲との連絡調整にあたり、乙を代表して細部注文事項を受任し、且つ本契約業務に従事する乙の従業員（以下「従業員」という。）を管理する現場責任者を1名選任し、次の任を遂行させるものとする。

- （1）従業員の指揮監督と、甲の指示事項の徹底
- （2）本契約業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
- （3）甲からの仕様書に基づく注文事項の受任及び仕様書以外の特別発注事項の承諾と履行に関する従業員への指示

（契約業務の履行）

第10条 本契約の履行にあたり、乙は別添「業務委託条項」及び「個人情報取扱事項」に従うとともに関係法令及び諸規則に基づき、法令上の定めによる管理規定を遵守し、誠実且つ善良なる管理者の注意義務をもって業務を履行しなければならない。

（労働法上の責任）

第11条 乙は、従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、甲に対し迷惑を及ぼさないものとする。

2 乙は甲に対し、本契約業務に従事する従業員に関し、甲の所有又は占有に係る建物設備等について、安全又は衛生上の危険、有害の恐れが発見された時は、その旨直ちに申し出るとともに、甲はそれに応じ速やかに措置をとり又は、乙がとることを認めるものとする。

3 前項の場合、乙はその安全が確認されるまで、甲に対し本契約業務の履行を拒否することができるものとし、この場合においても甲は第5条の契約代金の支払い義務は免れないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じたる時はこの限りでない。

（規律維持等）

第12条 乙は、本契約業務に従事する従業員に対し、教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に全責任を負い、秩序ある業務履行に努めるものとする。

2 乙は、病院という特殊建物の業務であることを留意し、従業員における衛生意識の重要性を認識させるとともに、十分な社内教育・研修を実施し、自ら衛生管理に努めるものとする。

3 乙は甲の行う医療業務の目的及び性質を十分理解し、甲の開催する専門研修への参加

とともに、その円滑な運営に協力するものとする。

(計画・報告)

第13条 乙は本契約第3条に基づき、計画的に業務を実施するものとする。ただし、乙の業務において甲が異議あるときは、甲乙協議する。

2 乙は定期的に、報告書等の書面をもって本契約業務の履行状況を甲に報告するものとする。

3 甲は何時においても乙に対し、本契約業務の履行状況の報告を求めることができる。

4 乙が本契約業務遂行に関して支障となるような状況を発見した時は、速やかに甲に報告するものとする。

(施設等の利用)

第14条 甲は本契約業務履行のため乙が使用する事務室、物品倉庫及び用水、光熱、電話回線使用等を乙に提供し、原則として甲の負担とする。

2 本契約業務の履行にあたって、乙が必要とする諸機材及び消耗資材等は、原則として乙の負担とする。

(業務の履行責任)

第15条 乙の行う本契約業務履行につき瑕疵があり又は、善良な管理者の注意を欠いたために不完全な履行が行われた場合、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完しなければならない。

2 ただし乙の予見できない瑕疵、欠陥があった時等、乙の責に基づかない時はこの限りでない。

(取扱い物品における保険及び損失負担責任)

第16条 取扱い物品に損失が発生した場合は、その責任について原因を明らかにし、甲乙協議により負担について決定する。

(損害賠償の責任)

第17条 本契約業務履行中、乙の責に帰すべき事由により甲に与えた損害に対し、その責任の割合に応じて乙は賠償の責任を負う。

2 乙は、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、自らの責任をもって解決するものとする。ただし、この場合において、甲の責めに帰すべき事由と相まって第三者に損害を与えたときは、それぞれの責任の割合に応じてその責任を負うものとする。

3 甲の責めに帰すべき事由により乙に与えた損害に対し、その責任の割合に応じて甲は賠償の責任を負う。

(社会紛争及び天災)

第18条 騒動、交通機関の労働争議等の社会紛争、天変地異等、乙の責に帰さない事由により乙の本契約業務履行が不可能になった場合、乙は甲が被る損害についてはその責を負わないものとする。

(防災)

第19条 乙は、火災・地震等の災害時及び訓練時には「藤枝市立総合病院地震防災計画」等により行動するものとする。

(守秘義務)

第20条 甲及び乙は、本契約業務遂行にあたって知り得た相互の秘密を第三者に漏らすてはならない。乙は本契約業務の履行にあたる従業員についても同様の義務を負い、その責は免れない。

(再委託)

第21条 原則として乙は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこととする。但し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第22条 甲又は乙は、やむを得ない事由により契約期間中に本契約を解除しようとする場合は、3ヶ月前までに書面をもってその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。この場合、契約の解除により相手方が被る損害について賠償しなければならない。

2 甲又は乙は、解除に相当する契約違反があり、本契約業務の履行に重大な支障が生じる場合又は予想される時は、前項の規定にかかわらず直ちに相手方に通知し、本契約を解除することができる。

3 本契約解除にあたり、乙は甲の申し出に基づき契約業務の引継が完全に、且つ円滑に行われるよう協力しなければならない。

(受注者の責務)

第23条 物品管理業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づく「藤枝市立総合病院における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成28年3月24日藤枝市立総合病院

事業管理者決定) 第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

(特約)

第24条 この契約は、地方自治法第234条の3に定める長期継続契約であり、甲は、予算の減額又は削減があった場合には、書面により乙に通知をし、いつでも契約を解除することができる。

2 前項に規定する場合において、契約の解除により乙に損害があったときには、入札等の金額に契約解除の日から第2条に規定する契約の満了日までの月数(この項において「残存契約月数」という。)を乗じて得た金額(残存契約月数に1月未満の端数を生じたときは、残存契約月数から1月未満の月数を控除した月数に入札等の金額を乗じて得た金額と、その端数を生じた月の暦日数と入札等の金額に基づく日割計算により計算した額の合計額とする。)に100分の110を乗じて得た金額を上限として、乙は損害の賠償を請求することができる。

(協議事項)

第25条 この契約に定めのない事項は、甲乙協議の上その都度定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲

静岡県藤枝市駿河台四丁目1番11号
藤枝市立総合病院
藤枝市病院事業管理者 毛利 博

乙